桂川町自治基本条例が制定されました

住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方針等を明らかにした「桂川町自治基本条例」が平成26年9月町議会定例会において修正可決され、平成27年4月1日から施行されます。

なお、桂川町公式ホームページでは、条例と条例解説を掲載しています。合わせてご覧ください。

桂川町自治基本条例

目次

前文
第1章　総則（第1条－第5条）
第2章　町民の権利及び責務（第6条－第8条）
第3章　議会の役割及び責務（第9条・第10条）
第4章　町長、職員及び審議会等の役割及び責務（第11条－第13条）
第5章　町政の運営（第14条－第17条）
第6章　情報の公開及び共有（第18条－第20条）
第7章　参画及び協働（第21条－第26条）
第8章　住民投票（第27条・第28条）
第9章　地域コミュニティ（第29条－第31条）
第10章　環境（第32条）
第11章　連携及び交流等（第33条－第36条）
第12章　条例の見直し等（第37条－第39条）
附則

私たちの住む桂川町は、緑に満ちた自然豊かなまちで、福岡県のほぼ中央に位置し、交通の利便性に恵まれています。

歴史を振り返れば、国の特別史跡王塚古墳を始め、大小多くの古墳が存在し、古代から栄えてきました。また、明治中期以降は、我が国最大の筑豊炭田の一画を占め、日本の近代化を支えてきました。

私たちは、基本的人権と平和を基礎としたまちづくりと、人づくりを大切にする「住みたい・住み続けたい」まちに、この桂川町を更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。そのため、「まちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働して、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていかなければなりません。

こうした考えの下、住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方策等を明らかにするために、桂川町の礎としてこの条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条　この条例は、桂川町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町長等は、これを尊重しなければならない。

2　他の条例、規則その他規程の制定、改正及び廃止並びに計画の策定、変更及び廃止に当たっては、議会及び町長等は、この条例との整合を図らなければならない。

（定義）

第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　町民　町内に住所を有する人（以下「住民」という。）、町内で働く人及び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。

(2)　町　議会及び町長等の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

(3)　町長等　町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4)　参画　町民が政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程に主体的に関わり、行動することをいう。

(5)　協働　町民、議会及び町長等が、それぞれの責任及び役割分担を尊重し、対等な立場で相互に補完し合い、協力することをいう。

(6)　地域コミュニティ　行政区並びに地域性及び共同意識を基盤に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織をいう。

（基本理念）

第4条　桂川町の自治の主体は、町民であることを基本とする。

2　町政は、主権を有する住民の信託に基づき行われるものとし、議会及び町長は、その信託に応えなければならない。

（基本原則）

第5条　桂川町の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、